養 育 医 療 用

扶養親族の申告書

平成22年度税制改正により、平成23年分所得税から、年少扶養親族（0～15歳）に対する扶養控除（38万円）及び16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止されました。

養育医療については、この扶養控除廃止による影響が生じないよう、これら廃止がないものとして推計額を決定します。

この計算に当たり、源泉徴収票や確定申告書等を提出していただいた方に、世帯全員が扶養している0歳から18歳までの方（所得年の12月31日時点での年齢です）について記載していただくものです。（所得税法第85条より）

※源泉徴収票や確定申告書の控え等の提出をしていただきますが、廃止された扶養控除の対象者の把握をするためのものですので、正確に御記入ください。

保護者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

★保護者が　　年12月31日時点で0歳～18歳の扶養している親族の有無

いる　　いない

太枠内をご記入ください。

保護者が扶養している親族名	生年月日	12月31日時点の年齢	入院中のお子さんからみた続柄	0～15歳	16～18歳
	年　月　日	歳			
	年　月　日	歳			
	年　月　日	歳			
	年　月　日	歳			
	年　月　日	歳			
	年　月　日	歳			

扶養親族の有無にかかわらず、全員に記入してもらってください。

養 育 医 療 用

扶養親族の申告書

平成22年度税制改正により、平成23年分所得税から、年少扶養親族（0～15歳）に対する扶養控除（38万円）及び16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止されました。

養育医療については、この扶養控除廃止による影響が生じないよう、これら廃止がないものとして推計額を決定します。

この計算に当たり、源泉徴収票や確定申告書等を提出していただいた方に、世帯全員が扶養している0歳から18歳までの方（所得年の12月31日時点での年齢です）について記載していただくものです。（所得税法第85条より）

※源泉徴収票や確定申告書の控え等の提出をしていただきますが、廃止された扶養控除の対象者の把握をするためのものですので、正確に御記入ください。

保護者氏名

★保護者が　　年12月31日時点で0歳～18歳の扶養している親族の有無

いる

いない　いないを選択した場合、ここで終了で

太枠内をご記入ください。

保護者との続柄ではないのでご注意ください。

保護者が扶養している親族名	生年月日	12月31日時点の年齢	入院中のお子さんからみた続柄	0～15歳	16～18歳
	年　月　日	歳			
	年　月　日	歳			
	年　月　日	歳			
	年　月　日	歳			
	年　月　日	歳			
	年　月　日	歳			